

太子町規則第 6 号

太子町産婦人科医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 9 日

太子町長 高 梨 哲 彦

太子町産婦人科医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、太子町産婦人科医師修学資金貸与条例(令和 7 年太子町条例第 3 号。

以下「条例」という。)第 1 4 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第 3 条 申請者は、修学資金貸与申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、その書類の一部を省略することができる。

(1) 応募理由書(様式第 2 号)

(2) 誓約書(様式第 3 号)

(3) 大学に在学することを証する書類(医学課程に在学する者(以下「在学者」という。)に限る。)

(4) 受験予定先届出書(様式第 4 号)(在学者を除く。)

(5) 履歴書(写真を貼付したもの)

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第 4 条 条例第 6 条の連帯保証人は、独立の生計を営み、貸与した修学資金の総額に利息を付した額の返還の責任を負うことができる資力を有する成人でなければならない。

2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち 1 人は、法定代理人でなければならない。

3 民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 4 6 5 条の 2 に規定する連帯保証人に対する極度額は、条例第 4 条に規定する貸与する修学資金の総額に利息を付した額の範囲内とする。

(貸与の可否の決定等)

第5条 町長は、第3条の規定による申請があったときは、次条で定める修学資金貸与審査委員会において、書類によるほか必要に応じて面接等による審査を行い、修学資金の貸与の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により修学資金の貸与の可否を決定したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 在学者で貸与を決定した者 修学資金貸与承認決定通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）

(2) 医学課程に在学していない者で医学課程に合格した場合に貸与を決定することとする者（以下「貸与仮決定者」という。） 修学資金貸与承認仮決定通知書（様式第6号）

(3) 貸与を認めなかった者 修学資金貸与不承認決定通知書（様式第5号）

（修学資金貸与審査委員会）

第6条 修学資金貸与審査委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副町長

(2) 教育長

(3) 総務課長

(4) 健康こども政策課長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は副町長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集する。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 委員会の庶務は、健康こども政策課において処理する。

（貸与仮決定者の貸与承認決定等）

第7条 貸与仮決定者は、医学課程に合格し、進学先が決定した場合にあっては入学先決定届出書（様式第7号）に、医学課程に合格できなかった場合にあっては修学資金貸与申請取下げ届（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて、仮決定を受けた年度の3月

3 1日までに町長に届け出なければならない。

(1) 進学する大学の合格通知書の写し

(2) 入学金等の領収書の写し（入学一時金の貸与を希望する者に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定に基づく入学先決定届出書による届け出を受け、貸与を決定した場合は、決定通知書により貸与仮決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく修学資金貸与申請取下げ届による届け出があったときは、当該申請に係る第5条第2項第2号に基づく修学資金の貸与の仮決定は、なされなかったものとみなす。

（貸与の辞退及び取消し等）

第8条 第5条第2項第1号及び第7条第2項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「貸与予定者」という。）は、貸与契約を締結する前に貸与を辞退するときは、直ちに修学資金貸与辞退届出書（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、貸与予定者が偽りその他不正の手段により修学資金の貸与決定を受けたときは、貸与の決定を取り消し、修学資金貸与決定取消通知書（様式第10号）により当該貸与予定者に通知するものとする。

3 町長は、貸与仮決定者が正当な理由なく前条に規定する入学先決定届出書及び添付書類の提出をしないときは、貸与を辞退したものとみなす。

（貸与の契約）

第9条 貸与予定者は、遅滞なく修学資金貸与契約書（様式第11号）により貸与契約を締結するものとする。

2 貸与予定者及び連帯保証人（以下「貸与予定者等」という。）は、前項の貸与契約を締結するときは、貸与予定者等の印鑑登録証明書及び同意書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。ただし、貸与予定者が未成年のときは、貸与予定者の印鑑登録証明書は不要とする。

（修学資金の貸与方法）

第10条 修学資金のうち、条例第4条第1号に定める額の貸与は、4月分から6月分までを5月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に行うものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 修学資金のうち、入学一時金の貸与は、前項に規定する5月の貸与に併せて行うものとする。

3 修学資金の貸与は、入学一時金貸付金請求書（様式第13号）又は修学資金貸付金請求書（様式第14号）の提出を受け、修学生が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（届出義務）

第11条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合 氏名（住所）変更届（様式第15号）

(2) 修学資金の貸与を辞退する場合 修学資金貸与辞退届出書（様式第9号）

(3) 退学し、休学し、停学の処分を受けた又は留年したとき 退学（休学・停学・留年）届（様式第16号）

(4) 復学した場合 復学届（様式第17号）

(5) 大学を卒業した場合 卒業届（様式第18号）

(6) 医師免許証を取得した場合 医師免許取得届（様式第19号）

(7) 臨床研修を開始した場合 臨床研修開始届（様式第20号）

(8) 臨床研修を修了した場合 臨床研修修了届（様式第21号）

(9) 産婦人科専門研修を開始した場合 専門研修開始届（様式第22号）

(10) 産婦人科専門研修を修了した場合 専門研修修了届（様式第23号）

(11) 医師として町内の医療機関に勤務を開始した場合 勤務開始届出書（様式第24号）

(12) 従事期間が引き続き10年達する前に町内の医療機関を退職した場合 退職届出書（様式第25号）

2 修学生は、連帯保証人を変更する場合には事前に、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに、連帯保証人変更届（様式第26号）により町長に届け出なければならない。

3 修学生が死亡したときは、その者の親族（成年者に限る。）又は連帯保証人は、遅滞なく死亡届（様式第27号）にその事由を証する書類を添えて、町長に届け出なければならない。

（貸与契約の解除）

第 12 条 町長は、条例第 7 条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書（様式第 28 号）により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

（貸与の停止等）

第 13 条 町長は、条例第 9 条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、修学資金貸与停止（一時保留）通知書（様式第 29 号）により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

（借用証書）

第 14 条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額について、連帯保証人と連署した修学資金借用証書（様式第 30 号）を町長に提出しなければならない。

（1）貸与期間が満了したとき。

（2）条例第 7 条の規定により貸与契約が解除されたとき。

（返還の方法等）

第 15 条 条例第 10 条第 1 項に規定する返還は、町長が発行する納付書により一括して行うものとする。

2 条例第 10 条第 1 項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、修学資金返還方法変更申請書（様式第 31 号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還方法の変更の可否を決定し、修学資金返還方法変更承認（不承認）決定通知書（様式第 32 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 条例第 10 条第 2 項に規定する規則で定める割合は、10%とする。

（督促）

第 16 条 町長は、修学生又は連帯保証人が納期限までに返還すべき金額を納入しないときは、期限を指定して、納期限後 30 日以内に督促状（様式第 33 号）を発するものとする。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（連帯保証人に対する履行の請求）

第 17 条 町長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2 第 1 号の規定により連帯保証人に対し履行の請求をするときは、連帯保証債務履行請求書（様式第 34 号）により行うものとする。

2 前項の請求をするときは、大子町財務規則（昭和 40 年大子町規則第 5 号）に規定する納付書を添付するものとする。

（返還の猶予の申請）

第 18 条 条例第 11 条に規定する返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該猶予の事由が発生した日から 15 日以内に、修学資金返還猶予申請書（様式第 35 号）に当該猶予の事由を証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の履行を猶予することの可否を決定し、修学資金返還猶予承認（不承認）決定通知書（様式第 36 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第 11 条第 2 号のただし書に規定する規則で定める期間は、修学生が外国の医学高を卒業する場合又は外国で医師免許を得る場合における当該外国の制度を勘案し、かつ、日本国内の大学において医学課程を修めて卒業した者と同等の医師国家試験の受験機会（3 回以内）を得ることができる期間で、町長が定める期間とする。

（期間の計算方法）

第 19 条 条例第 12 条の規定により返還債務を免除する場合の従事期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。

2 前項の場合において、従事期間中に休職又は停職の期間（職務又は通勤に起因する休職の期間を除く。）があるときは、当該従事期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

（一部免除することができる返還債務の額）

第 20 条 条例第 12 条第 2 項の規定により一部免除することができる返還債務の額は、当該返還債務の総額に従事期間を乗じて得た額を 120 月で除して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（返還の免除の申請等）

第 21 条 条例第 12 条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（様式第 37 号）に当該免除の事由を証する書類を添えて、町長に提出し

なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の免除の可否を決定し、修学資金返還免除承認（不承認）決定通知書（様式第 38 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補則）

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。